

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会（第1回） 議事概要

1. 日時：令和2年2月4日（火）13：00～15：00

2. 場所：農林水産省三番町共用会議所大会議室

3. 出席者：

（委員）河野守委員、高橋利己委員、田畑佑介委員、中野隆二委員、林いづみ委員、
藤田毅委員、三浦啓委員、森暢郎委員、森田茂委員、山氏徹委員

（事務局）農林水産省：渡邊畜産部長、伏見畜産企画課長、姫野流通飼料対策室長、
武部畜産企画課課長補佐、林畜産企画課課長補佐

○姫野飼料課流通飼料対策室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会第1回を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は、ご多忙中にもかかわらずお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当委員会の事務局を承っております担当室長の姫野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊畜産部長より挨拶がございます。部長、よろしくお願いいたします。

○渡邊畜産部長　こんにちは。農林水産省の畜産部長を務めております渡邊でございます。

第1回の新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

まず初めに、委員の皆様方には、本委員会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、ご多忙の中、本日ご参集いただきまして、ありがとうございます。また、委員の方々の中には畜産関係の方々も多数おられますけれども、国の畜産行政の推進に当たりまして、日ごろから格別のご理解とご協力をいただいていることに関しまして、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、本委員会ですけれども、また後ほど、なぜこういう委員会が開かれたかの説明を少々いたしますが、畜舎の基準についてはいろいろ現場からもご意見がございまして、昨

年の政府の規制改革推進会議の中でも取り上げていただきまして、昨年6月に閣議決定をされました規制改革実施計画の中で、畜産建築基準等につきまして、委員会を立ち上げた上で、よく検討して畜舎等を建築基準法の適用対象から除外する特別法について検討するという内容が決められたということが発端でございまして、その閣議決定に定められた委員会というのがこの委員会になるわけでございます。

本日は、初日ということでございますので、今までの議論の経緯などを弊省からご説明をし、さらに、この委員会でご議論いただくべき論点についてご説明をした後、畜舎の基本的な構造について中野委員のほうから図面を用いてご説明をいただく次第となっております。

建築基準のあり方につきましては、現場の声ですとか委員の皆様のご意見を頂戴いたしながら、しっかりと検討をしていく所存でございます。忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　　ありがとうございました。

それでは、初めに、配付資料の確認をさせていただきます。資料一覧をごらんください。

資料1は議事次第、資料2は委員名簿、資料3は「検討委員会開催要領（案）」、資料4は検討会の資料、資料5は検討会でご議論いただきたい論点、資料6は大きい紙を折ったもので畜舎の設計の図面、資料7は「畜舎等の建築規制等に関する要請」でございます。

もし不足がございましたら、事務局がお配りいたしますのでお申しつけください。途中でお気づきになられましたら、いつでもお申しつけください。

それでは、検討委員会開催に当たり、開催要領（案）について説明をさせていただきます。資料3をごらんください。私のほうからご説明申し上げます。

資料3「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会開催要領（案）」でございます。

1、趣旨

昨年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画において、「農林水産省は、畜舎等の安全対策の新しいあり方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る」とされております。

このことを踏まえて、新たな畜舎建築基準等のあり方について検討を行います。

2、検討内容

畜舎等に関する規制の見直しについて、また、新たな畜舎建築基準等のあり方について、ご検討いただきたいと思います。

3、検討委員会の構成

検討委員会は、資料2にあります委員により構成をいたします。検討委員会に座長を置き、座長は互選により選任いたします。座長は、検討委員会の議事を運営し、必要に応じて委員の追加をすることができることとしております。

4、検討委員会の運営

検討委員会は、公開であります。

会議の資料は、終了後にホームページにより公表されます。

議事概要につきましては、委員の皆様の了解を得た上でホームページで公表いたします。

委員は、説明の補助者を検討委員会に参加させることができます。

座長は、必要に応じ、委員以外の方に発言を求めることができます。

以上が開催要領（案）でございますが、ご質問やご意見等ございましたら、ここでお願いをいたしたいと思います。

お願いいたします。

○藤田委員 新潟から来ました藤田です。よろしく申し上げます。

規制改革推進会議から出ているということで、6月、12月に行われた規制改革推進会議において、この委員会の開催についての要望ということでお願いしたいことがあります。

ここにあるように、特に酪農なのですが、今、国内の状況というのが、特に府県なのですけれども、離農者がとても多くて、非常に厳しい状況が続いております。この先もその傾向は続くと思われるところがあります。

そういった中で、国際的に環境はもっと厳しい状況が続くという、この大きな背景があることをもとに、これから、ある意味、振興法としてやれることは何なのかということをお願いさせていただいて、検討内容として、特に国際競争力というものをどこまでつけられるのかということも中に趣旨として入れていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 お願いいたします。

○林委員 関連で、一言申し上げさせていただきます。私も、昨年、藤田委員とご一緒に、規制改革推進会議の畜産についてのワーキングで議論させていただきました。先ほど渡邊部長からご紹介のありました規制改革の実施計画、こちらは閣議決定を得ているもの

ですが、その前提となっております答申がございます。

答申では、農水省でおつくりになっておられる農業競争力強化プログラム、平成28年の「農林水産業・地域の活力創造本部」決定の中で取り上げられている酪農の生産者の離農問題などを踏まえて、特にTPP11や日欧EPAの発効など、国内の畜産業が国際的な競争にさらされている中、より競争力を高めるためにも、国内の畜産業の成長産業化に資する対策を講じることが急務であるという答申を令和元年6月6日付で出させていただきます。それにのっとり、実施計画でこの委員会の設置をしていただいたわけでございます。

したがいまして、今、藤田委員からご要望があったように、今回の検討会開催要領の趣旨には、ぜひとも、「畜産・酪農業の国際競争力の強化のために」という一言を入れていただきたいと思っておりますし、また、2の検討内容としては、今、「(3) その他」になっておりますが、(3)としては、「畜産・酪農業の国際競争力の強化」ということを明記していただけないかとお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　　ありがとうございます。

今、そういったご意見を2名の委員からいただきました。趣旨及びその検討内容について、「畜産・酪農業の国際競争力の強化のために」という趣旨を盛り込むべしというご意見でありましたけれども、部長からコメントはございますか。

○渡邊畜産部長　　貴重なご意見だと思いますので、ご意見を踏まえて、委員の方々のご了解をいただければ、そういう方向で修正をしたいと思っております。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　　お願いいたします。

○山氏委員　　全国肉牛事業協同組合の山氏と申します。よろしく申し上げます。

今回、この会議を開催するに当たって、これは畜産関係者のだれもが、なぜこんなに厳しくしなければならないのだという思いをおもちだと思いますから、こういったことでご議論して、枠外に外していただけるのはありがたいかなと思っております。

私は、一番大事なのは、国の政策として、今後の日本の畜産をどこに主体を当ててやっていくのかなど。そこをはっきりしてもらわないと、特に今回、自民党での補正、あるいは、来年度の予算等の議論に出席させていただいて聞いていましたけれども、家族経営、そして中小規模の農家の必要性、今までにない意見が先生方からどんどん出ていました。

私はこれは本当に大事なことだなと思っておりますし、今、全国の組織で、組合は多種多様、酪農もやっていますし、繁殖もやっていますし、肥育もやっていますし、いろいろや

っておりますが、日本の畜産は家族経営が主体であるべきだと、私はずっと一貫してそれを申し上げてきたところがございます。その辺のところも農水省のほうとしてぜひとも貴重な国民の税金を使わせてもらっているわけですから、今まで長年税金を使い、かなりのそういう事業をやっていただきましたけれども、一向に牛もふえない、農家もふえない。どこにそういうものがあるのかと。

そういったことも含めて、今、ご意見も出たものですから、私も一言述べさせていただきます。よろしく申し上げます。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 ありがとうございます。

中小の家族経営も含めた畜産業全体の振興についてというご意見をいただきました。お願いします。

○渡邊畜産部長 今、山氏委員から貴重なご意見をいただきました。農業全体では、担い手を育てようというのが全体の趣旨ですけれども、畜産の世界では、もう既に大体担っておられる方々、担い手といわれる方々、畜産業専門でお仕事をされている方が多くて、そういう意味では立派な担い手だと思います。

その際に、今回、山氏委員からお話がありました家族経営、中小規模経営もしっかり対象にするというのは、昨年の暮れの日米貿易協定に対応する対策を組むときの議論としても、そういうことが出たのはそのとおりでございまして、大規模だけではなく、中小、家族経営もということでございます。

実態としては、家族経営ないしは中小規模の形態が酪農でも7割とか、肉用牛のほうでも非常に高い割合で8割ぐらいだったと思いますが、そういう方たちが今現実に担っておられるわけですから、そういう方たちを中心に対策を打つというのは当然なのですが、人口減ということが全体としていわれておりまして、畜産の世界では、生産量は農家もどんどん減ってきておりますけれども、確かに減っているのですが、そんなには減っておりません。今、酪農は少々減っておりますので、今回、てこ入れをするということになりましたけれども、肉用牛の世界でいいますと、そんなには減っていないと。

それは、やはり個々の農家が、中小の方々も含めて、一戸あたりの飼養規模などを拡大してきた結果だと思います。それ自体は非常に大変なご尽力があったことだと思いますが、これからの人口減の社会を考えますと、規模拡大はしっかりやっつけていかなければ、畜産の生産物の量の維持ないしは拡大をすることはなかなか難しいと思っておりますので、そういう意味で、大規模の方も、中小・家族経営の方も含めて、しっかり前を向いて国産畜産

物をできるだけ多く生産できるような対策を農林水産省としても講じてまいりたいと考えておりますので、その一助として、今回の畜舎の建築基準についてもご検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○姫野飼料課流通飼料対策室長

僭越ながら、まとめさせていただきますと、趣旨の部分と検討内容に、畜産業の国際競争力の強化であり、家族経営・中小も含めた畜産業の経営の維持・発展ということがございましたので、そういった趣旨と検討内容を含めた形で修正をしてみたいと思ひます。

その修正をした上で、この検討委員会の開催要領に基づいて進めてまいりたいと思ひますが、その点についてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

○中野委員（説明補助者） 確かに先ほど先生方がおっしゃる家族経営が主体であるというお話ですが、それでも離農が進んで、離れていっているということですが、大規模牧場、メガファームさんに関しても、公平な形で法整備などを進めていただきたいと考えております。

○渡邊畜産部長 済みません、私の説明がちょっと稚拙だったかもしれません。先ほども申し上げましたが、当然、大規模の方も、中小・家族経営の方も含めて、しっかり支えていくという方針でございますので、大規模を中心だとか中小が中心だとかということではなく、繰り返しになりますけれども、畜産で頑張っておられる方々もほぼ全員が担い手だと思っておりますので、しっかりと皆さんの後押しができるような対策を打っていきたいということでございます。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、開催要領に基づきまして、本検討委員会の座長を互選により選任したいと思います。

ご意見はございますでしょうか。

○山氏委員 酪農学園大学の森田委員にお願いしたいと思います。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 ありがとうございます。森田委員推薦の声がありました。

ほかにご意見がないようでしたら、森田委員を選任いたしたいと思ひます。

それでは、本検討委員会の座長として、森田委員を選任することといたします。委員におかれましては、座長席へお移りください。

これ以降の議事につきましては座長にお進めいただきますけれども、その前に、座長より一言ご挨拶をいただければと思います。座長、どうぞよろしく願いいたします。

○森田座長　ありがとうございます。酪農学園の森田です。どうも、皆さん、こんにちは。座ってご挨拶させていただきたいと思います。

実は、私は、25年前にオランダに1年おりました、当時、まだ開発当初だった搾乳ロボットを担当しております。私の専門は家畜行動学とか家畜管理学という、牛の気持ちに從って畜舎をどうするかという、いわゆる内部の寝床の設計や通路の滑りどめとか、こういったことが当時の専門でした。

しかし、2000年ごろになると、これの前の段階とっていいでしょうか、私と一緒に教授をやっておりました干場という者がやはり畜産設計基準にかかわっておりまして、当時、研究室が一緒でしたので、一緒に現場調査等をさせていただいています。

そういう面からいきますと、95年ごろから始まる日本の大規模化、あるいは、担い手が少なくなる中での自動化、こういったところが私の専門だったのだらうと、今、振り返ってみると、考えています。ですので、この第1回の新たな畜舎建設基準等のあり方に関する検討委員会の委員への就任のお話を聞いたときには、これはまた一段勉強させていただけるなと思います。

先週、木・金にも熊本の酪農家に行って、その現場で、農家40人ぐらいの方たちと現場の中で、施設のあり方や面積のあり方、あるいは周りの風景等のことについても、現場の人と議論しておりました。

できれば、私の経験も踏まえて、皆さんのご意見ももとにしながら、この委員会がいい形に進んでいくように座長として振る舞っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。皆さんのご協力で委員会を運営していきたいと思いますので、積極的なご意見あるいは討論をよろしく願いいたします。

それでは、一方的なご挨拶でしたが、私の考え等についてはまたその場でお話しすることもあろうかと思えます。

それでは、順番に議事を進めていきたいと思いますが、まずは、室長のほうから委員のご紹介をお願いします。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　本日ご出席されている委員の方々を順にご紹介させて

いただきます。

座長の森田委員でございます。

河野委員でございます。

高橋委員でございます。

田畑委員でございます。

中野委員でございます。本日は、説明補助者として、中野修様にもご参加いただいております。

林委員でございます。

藤田委員でございます。

三浦委員でございます。

森委員でございます。

山氏委員でございます。

なお、砂金委員、齋藤委員、坂本委員、清家委員、本川委員におかれましては、所用によりご欠席というご連絡をいただいております。

以上でございます。

○森田座長　　ありがとうございます。

それでは、委員の紹介が終わりましたので、議事に入りたいと思います。

先ほど、意見交換もあって、この検討委員会開催要領にもありましたように、令和元年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえて、新たな畜舎建設基準等のあり方について検討を行い、結論を得ることが本委員会の目的です。

この内容については、先ほどの資料3について意見交換がなされましたので、この点も踏まえて進めるということで、先ほど決定をみたこととなります。

きょうは第1回目ですので、この資料にもあります内容で、まずは農林水産省から、今後の検討に必要となる基本的事項及びこの検討会での論点が大事なポイントになりますので、これについて、25分程度のご説明をいただきたいと思います。

それに引き続いて、中野委員のほうから、10分程度、説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

その後、委員の皆様から質問やご意見をいただくということで進めたいと思います。

なお、まず欠席委員からの意見を紹介いただいた後、皆さんの意見を一巡しながら質疑応答を行い、そしてもう一度全体を聞きながら意見交換をする、そういった流れを私のほ

うで考えておりますので、説明後にはまたご意見をいただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まずは、農林水産省から、資料に基づきまして基本事項と検討会での論点について説明をお願いいたします。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 ありがとうございます。では、資料4をご説明いたします。

1 ページをお開きください。我が国の畜産業は、さまざまな課題に直面しています。餌や燃油などの資材価格は高止まりしています。昨今では、労働力が不足する中であって、特に畜産業で課題となっている長時間労働を是正する必要もあります。そして、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定などが発効して、安価な輸入畜産物との競争が激しくなります。

一方で、明るい兆しもあります。和牛の子牛を産むための家畜である繁殖雌牛の頭数が、この5年間、回復しています。また、日本産の畜産物の輸出も、去年は443億円に達し、平成24～30年にかけて4.9倍という大きな伸びをみせました。現在、我々はこうした環境の変化を踏まえつつ、畜産業の成長産業化のための各種政策を講じています。

2 ページです。畜産業を発展させるに当たり、畜舎の建設コストの上昇が課題です。近年、建築コストの上昇が継続していて、この10年間で工事労務費は147.4%と大幅に上昇しました。

平成31年3月現在の資材価格は、全国ベースで、10年前から117.1%の上昇、主要な畜産地域である北海道において135.4%という顕著な上昇です。

こうした高騰が続く中、施設整備等を支援する畜産クラスター事業においても、基準事業費を上げるなどの対応をしてきました。

3 ページです。私たちが昨今聞く現場のご意見をご紹介します。

まず、規模拡大のために新たな畜舎を建築したいが、建築コストが高い。

また、畜舎等での作業は人の滞在時間が少なく、ほとんど牛しかいないのに、安全マージンが大き過ぎると感じる。機械で作業するようになり、無人で稼働する機械の導入も進み、人の滞在時間も減っている。

この検討会では、畜産経営をされている委員や畜舎の建築をされている委員にも参画していただいておりますので、早速、今回から現場の実情について大いに教えていただければと思っております。

4ページです。このようなことから、先ほどからお話があります昨年6月21日の閣議決定、規制改革実施計画で、規制の見直しを行うこととなりました。

「規制改革の内容」のところにありますとおり、市街地から離れて建設される畜舎について、畜舎等の利用実態に応じた畜舎等の安全基準や安全基準の執行体制について検討することとなっております。論点については、後ほどまとめてご紹介申し上げます。

見直しのスケジュールとしては、実施時期の欄にあるとおり、検討の結論は今年の上期までにまとめ、令和3年上期までに法律案を整備することとされております。

5ページです。こちらの図ですけれども、検討の前提となる現行の建築基準法の概要についてですが、前提として、畜舎についても、一般の建物同様、建築基準法の基準に適合する必要があります。また、畜舎の規模や立地に応じて建築確認申請等の手続も必要となっております。

前の4ページにあります「規制改革の内容」に即して申しますと、畜舎等の安全基準については、建築物の安全性を確保するための単体規定に関係しており、主に建物の構造・防火に関する規定が該当します。

市街地から離れて建設される畜舎については、建築物の安全性を確保するための単体規定に関係しており、主に建物の構造・防火に関する規定が該当します。

市街地から離れて建設される畜舎については、健全なまちづくりのための集団規定に関係しており、建物周囲への影響に関する規定が該当します。

安全基準の執行体制については、建築物の使用開始までの手続に関する規定が該当します。

青い部分の建築基準法における建築確認及び完了検査ですが、小規模の建物、具体的には、木造で500㎡以下、そのほかで200㎡以下のものについては、手続は不要となる場合がございます。

6ページです。実はこれまでも、畜舎の建築基準の緩和はしていただけておりました。平成7年以降の検討によって、地域や用途にもよりますが、左下にありますように、積雪荷重の48%の緩和、風荷重の72%の緩和、市街化区域以外における一定の畜舎の防火壁・小屋裏隔壁の省略などが可能となって、これは国土交通大臣告示として示していただいているところです。

7ページです。また、省資材化、建設期間の短縮を目指して、建築基準法の型式適合認定制度を活用して、平成27年4月からスマート畜舎というものの普及を進めてきたところ

であります。ただ、畜産農家の方で設計の自由度を求める方も多くいらっしゃって、この利用実績はまだ低調なところがございます。

8ページからは、写真が続きます。

実際の畜舎の例でございますが、この後、中野委員におかれては図面をお願いしているところですが、幾つかイメージ図をごらんいただきますと、搾乳牛400頭規模の牛舎、これはかなり大きい規模ですが、面積は16m×210mの3,360㎡、高さはお聞きしたところ5mということであります。壁がなくて、平屋で、写真を2枚ごらんいただきますと、私ども素人からみてもシンプルとっていいのではないかと思います。2つの角度からの写真をごらんいただきました。

10ページの写真ですが、白い屋根の畜舎は肉用繁殖牛の100頭規模の牛舎であります。これも平屋建てでありまして、面積は16m×75mの1,200㎡、高さは5mということになります。

内側につきましては、次の11ページのようになっております。中に柱がありまして、牛が飼われている部分と人が作業をする部分とになっております。

12ページですが、畜舎がほかの建物と異なる点として、家畜の病気の侵入を防ぐために、法令の定めで、第三者の立ち入りを制限しているということがあります。敷地の入り口に進入禁止の看板を立てたり、出入り口で消毒を義務付けるなどしております。

13ページからは、地震の被害の事例をご紹介します。

熊本地震、今から4年前に前震・本震と2度、ともに震度7の地震が発生しました。こうした地震を受けても被害を免れた畜舎というものをお示ししています。左のような鉄骨のものもあれば、右のように木造のものありましたが、これらはいずれも地震の後も営農継続をした例であります。

次の14ページは、壊れてしまったものの例です。上の4枚が牛舎、下の2枚が豚舎であります。柱が折れたり土台から外れたりした、あるいは屋根が崩れたといった被害だと思えます。築年数について記録自体はないのですが、見受けられる限りでは、かなり古いものに被害が生じているのではないかとみられます。

15ページです。北海道胆振東部地震の例でございますが、この地震でも震度7を計測しておりますが、左側の鉄骨づくりの牛舎は被害を免れております。右側の牛舎は、ぐしゃっとつぶれてはおりませんが、壁が崩れております。

16ページ、その中の人という話になってくると思うのですが、畜舎の中の作業の例と

して、搾乳作業の変遷の例を挙げております。人力による作業時間というのは減ってきていると思います。白黒の写真はミルカーによる搾乳風景ですが、一頭一頭、農家がミルカーを手で運んで移動して、つきっ切りで搾乳していたわけですが、右側の写真のように、ミルキングパーラーという場所で複数頭の牛を同時に搾乳することになりました。そして、最近では、右下の赤い機械が搾乳ロボットですけれども、乳牛がみずから搾乳ロボットに移動して、自動でロボットが搾乳を行うようになってきています。

こういう技術の進展で働く人の負担が軽減されてきておりまして、私ども農林水産省としても、このような機械の導入、働き方の改善を支援してきております。

17ページです。こちらはほかの例ですけれども、搾乳ロボットだけでなく、近年、省力化機械が多く開発されまして、畜産において導入が進んでいます。各種作業の大幅な時間短縮が進んでおり、これは産業としての継続、働き手の確保の観点からも必要であります。

それぞれの機械の例であります。仕様上、どれも作業時間を7～8割削減できるとなっておりまして、今後、こうした機械を組み合わせることで、さらに畜舎内での作業時間が短くなることが期待されます。

18ページです。日本の畜産業の競争相手である諸外国の畜舎の状況について見てまいりたいと思います。

左上、オランダの酪農ですけれども、柱がなくて作業性が良さそうに見えます。真ん中の上のニュージーランドは、基本的に放牧が行われていて、搾乳のときに外から搾乳舎に入れるスタイルで、搾乳舎も壁がないというつくりになっています。

右側のカナダも、柱がなくて作業効率性が高い畜舎で、後ろのほうに青いものがちらっと写っているのが搾乳ロボットであります。こうしたカナダのような例が一つのモデルと考えております。

下の段は肉用牛ですが、アメリカもオーストラリアも屋外で柵に囲って餌を給与する設備、フィードロットというものでやっています。日本は、土地条件や気象条件が大きく異なるので、とても同じようにはできませんが、右側のカナダの例ですと、柱のない大きい空間があって、作業効率がいいように見受けられます。天井に廊下のようなものがある、この廊下を歩いて買い付けの際に牛をみると聞いております。

19ページから最後にかけて、現在の畜舎の立地状況について、事実関係をご紹介したいと思います。

青や緑の枠の図は、土地利用区分を模式的に示した図でありまして、青いほうが都市計画法で定められた区域区分です。都市計画区域内の中には、市街地である市街化区域、そのほか、地域に建設することができる建物を制限できる用途地域、市街化を抑制する市街化調整区域、そういった区域設定を行っていない非線引き区域があります。

右側の緑色の枠が、農業振興地域の整備に関する法律で定められた区域区分で、農業振興地域というものは、一帯として農業の振興を図ることが相当な地域として定めています。

土地利用区分上は、都市計画区域上の市街化調整区域、非線引き区域、農業振興地域が重なって存在しています。

20ページです。実際の畜舎が今の図のどの地域に立地しているかについて、都道府県庁を通じて調査したものを示しています。左の円グラフにあるとおり、全部の畜種で全国の約38%の畜舎が都市計画区域内に立地しています。

次の21～24ページまでが畜種別に整理したグラフで、おおむね傾向は似ておりますけれども、養豚がやや都市計画区域内での立地が目立つところであります。

最後の25ページですが、栃木県の地図が出ております。具体的な県でみてみますと、乳用牛の飼育頭数が北海道に次いで多い栃木県でみますと、都市計画区域内に86%の畜舎が立地しています。都市計画の地図が右側にありますが、色の塗られたそれぞれの都市計画区域は、山になっているところを除いた平野部一帯に設定されているように見受けられます。

駆け足でしたが、以上が概況の資料です。

続いて、委員の皆様にお配りしています畜舎の倒壊事例についてご紹介をさせていただきます。この資料は、データの提供元のご要請がありまして、公表できない資料ですが、議論のために特にいただいたものでありますので、会議終了後、集めさせていただきます。申しわけございません。

資料の中で、n＝幾つと、つまり件数が書いてあるところがありますが、この件数について引用しないでくださいというお願いもあわせてありましたので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページ目をごらんください。畜舎の倒壊事例というものをみますと、まず、被災の規模というのは、建物の価値からみた被災の規模なのですが、20%未満の被害という、一部の損壊というのが9割以上を占めています。

それから、どういう事故が多いかについては、風の害が6割程度で、火災については

1%にすぎません。

下のグラフですが、構造については、木造のもの、鉄骨のものについて、それぞれ大きな違いがみられないところであります。

次へまいります。地震による倒壊規模をみますと、被災規模が50%未満のものが、青とオレンジで8割を超えています。ただ、右側の年数別でまとめたものをみますと、やはり築年数が古くなるほど被害件数は多くなるとともに、どうも倒壊の規模、つまり壊れ方の度合いが大きくなっているように見受けられるところであります。

最終ページです。被害件数の大きかった風の害についてみますと、20%未満の損壊というのは9割以上ということで、全部壊れるような被害はほぼありません。雪についても同様でございます。

火災については、ここに書いてあるように小さい件数なのですが、大きな被害に至る割合はほかの災害に比べて大きいということがあります。

次に、縦書きの資料5、「検討会でご議論いただきたい論点」について続けてご説明します。

畜舎について、建築基準法の枠外で規律するということが、まず大きい論点であります。建築基準法の規律の枠外で規律する際の考え方ですけれども、建築基準法は原則として全ての建物を対象に最低限の基準を設定している中で、畜舎についてもこれまで建築基準法の枠組みの中で緩和措置を講じてきたのですが、今般、建築基準法の枠の外で措置をするためには、畜舎の特殊性等の観点から法制的な整理が必要ではないかと思えます。

特殊性を幾つか思いつくままにいきますと、防疫上の観点——病気を入れないという観点で、不特定多数の人を入れないとか、入る可能性がないということなのですが、建物の開放性が高いとか、畜舎内の家畜とか機械は経営主さんのものである。つまり、倉庫のように預かっているものではないといったことがあるかと思えます。

畜産業というのは、畜舎とかその中の家畜が不可欠な産業でありまして、コストに占める畜舎建設のコストが一定程度あって、それは近年ふえているとか、そういったことが畜産業の事情だと思えます。

下の次のチェックボックスです。新たな制度における対象とすべき畜舎の範囲というのも明らかにしていく必要があるかなと思っておりますが、畜舎であっても、倒壊とか火災の際に大きな社会的不経済——迷惑と申しますか、そういった困ったことが発生するような場合は、ほかの建築物と同様に規制が行われるべきではないか。

あるいは、どの規模の畜舎を新たな制度の対象とすべきか。高さとか、そういった範囲を定めるべきではないか。畜種ごとの畜舎の特性を考慮する必要があるのではないか。中で飼う家畜の種類ごとに規制緩和措置要望の内容が異なっていることを踏まえる必要があるのではないかと思います。

それから、特に今回、都市計画区域のうちの市街化調整区域の対象畜舎というのは、より大きな社会的不経済が発生する蓋然性がある、もっと慎重に考慮していくべきではないか。集団規定の一部を緩和して適用とかということになるのであれば、より周辺に影響のない地域に限定する、あるいは市町村が確認をする。周辺地域に影響がないということは、敷地の境界線から畜舎をどれだけ離すとか、そういったことも考えないと危ないのではないかと思います。

その下ですが、他方、現場の市町村で活用していただける制度にする必要がある、畜産関係者のご意見を踏まえてスキームを検討する必要があると思います。エリアを設定するといったご議論もかつてあったのですが、先に畜産団地といったものを設定した中で、今回の規制緩和をやりましょうというようなことが、住民の方との関係などで動くかどうかということについては、私たちが県の畜産部局に聞いているところなので、またこの検討会でもご披露したいと思います。

次のページです。これらを踏まえた新たな制度におけるソフト基準及びハード基準のあり方についてです。

ソフト基準というのは、畜舎をどのように使っていくかということです。一般の建物と違って、使う人が一定の方法で使うといったような、基準に基づいて、ハード基準、構造の基準を定めていく。そういう枠組みをご提示したいと思います。

他人がみだりに入らないとか、中で働いていらっしゃる方の滞在時間が短いということの一つのソフト的な使い方の基準としたときに、それに応じてハード基準の設定としてどういうものが考えられるか。簡単な構造計算になるのかとか。例えば、畜舎として、先ほど写真でお示しした平屋で軒が低いものに限った場合は、もっと簡単な基準になってコストが下がるのではないかと、そういった観点も気にしております。

次の大きな論点ですが、新たな制度を私ども農林水産省において執行する際の整理すべき点があると思っています。

1つは、適合性への確認です。現行基準から緩和したものでということがご要請だと思いますが、ここは建築士が設計した畜舎に限った上で特例を設けるべきではないかという

論点があります。

あるいは、事業者の方から要望がありますのは、建築確認の行為が不要となる畜舎という規模が、建築基準法で、木造500㎡、その他で200㎡となっているのですが、これを拡大するにはどうしたらいいか。

あるいは、新たな制度の対象となるものをどの時点のものからするか。新制度施行後のものに限るべきではないか。今、現行制度で何も建築確認がないものについて、新たな制度で救済することまでは必要ないのではないかなと考えます。

それから、検査・確認の執行体制ですが、地方自治体とか事業者の負担を確認しながら、ハード・ソフトの遵守状況を監視する方法として、どういうものが考えられるか。地方自治体に確認していただくのであれば制度上の措置が必要ですし、あるいは、事後チェック、建築基準法の中でも定期報告制度といったものがあるようですが、何年かに1回確認させるとか。

それから、その確認ということに関しては、昨今、ソサエティ5.0という言葉もあるようでして、センサーなどを使って、人力ではなく、負担を減らすという方法もあるかもしれません。

次に、新たな制度に基づいて建てられる畜舎は、ソフト基準・ハード基準を満たしたものである旨の計画に沿ったものである必要があるが、その計画の終期をどうするか。つまり、建物というのはもともと税法上、減価償却期間があって、木造はおおむね20年、鉄骨はおおむね40年などがありますけれども、こうやって新しい制度で建てたもの、一回建った後、永続するということではなくて、意欲ある畜産事業者が対象としたということになって、ソフト基準・ハード基準というのは、多分、その時代時代で変わっていくだろうということで、更新された場合に、それに即した経営を行うために、その建物の計画が終わった時点での技術水準に沿って、建物を直したりして、使い方も改めるといった方向が考えられると思います。

そうやって、一定の使い方、一定の計画期間を区切ることが、また建築基準法の建物との違いにもなってくると思います。

最後、集団規定の適用についてですが、集団規定を遵守させる仕組みとか運用について、利用者からみた手続きが煩雑にならぬように、現行の法律の運用をみて、今の法律の体系の運用とよく議論していく必要があると思っています。

大変長くなりましたけれども、事務局からは以上でございます。

○森田座長　　ありがとうございました。

最初に申し上げましたように、この後、中野委員のほうから、実際の畜舎設計に関する説明をお願いしたいと思います。

畜舎設計については現場を知らない人もたくさんいると思いますので、少し丁寧に資料に基づいてやっていただければと思います。

○中野委員　　それでは、私のほうから、図面に基づきましてご説明させていただきます。3枚いっておると思います。

私は小樽のほうから来まして、雪深いところでありまして、ことしは雪が少ないのですが、今朝ほど電話をしましたら、夕べは50cmほど降ったそうでございます。小樽から約200数十キロ離れたところの十勝で、今、牛舎を設計しております。隣にいるのは私のところの専務で、息子でありまして、私は概略を説明いたしまして、足りない部分は専務のほうから説明をさせていただきたいと思います。

それでは、図面の右下の1番です。右上にフローがございます。このフローと図面とを交互にみていただきまして、説明をしていきたいと思います。

牛の導入、つまり、牛さんは、図面の下のほうに矢印がございますが、ここから入ってまいります。そして、フリーストール——FS 1 とかFS 2 とかとありますが、このスリーストールが約15棟建っております。1棟が1,500㎡です。矢印に従って行きますと、次に搾乳(80P)、つまり、丸いロータリーパーラーがありまして、そこで自動的に機械でもって乳を搾ります。そこに牛さんは自分で勝手に入っていきます。そして、絞ってもらったら、またもとへ戻っていきます。

そして、搾乳が終わったら、発情チェックというのがございます。ここで牛の発情をチェックしまして、そこで発情が来ていましたら、種付けをし、種付けが終わりましたら、妊娠をして、図面の中にFB(フリーバーン)というのが2棟ありますが、そこに行きまして、そこで分娩をいたします。そして、そこで生まれた子供は分娩室の下のほうに仔牛処理室というところがありまして、そこから先はほかの施設、つまり、育成牧場というところに行くのですが、いわば牛の幼稚園で、それはここには描いていない違う施設になります。

そして、その牛の絞った乳は普通の牛と違いまして、特殊な成分が入っているようですので、図面の右下の平行パーラーという違う場所で絞ります。

そして、図面の左のほうに行きまして、バンカーサイロというのは飼料をためておく場

所です。それから、この施設にはバイオプラントが用意してありまして、約250キロワットぐらいの発電量を考えております。その上には堆肥舎があります。その上にはちょっとしゃれた名前のラグーンというのがありますが、これは糞尿を液肥に分けまして、そこに置いておいて後ほど処理をするといった設備でございます。

牛は大変水を飲みます。1日50とか100リッターぐらい飲むそうでございます。図面の下側が道路で、その下のほうに小さい丸が左側と右側にありますが、それは井戸であります。また、左上の隅のほうにも井戸があります。この3カ所で井戸を掘っております。

申しおくれましたが、この施設の敷地面積は全体で約15万㎡あります。それから、今預かっている牛の頭数が全部で2,590頭です。1つのフリーストールでもって、146頭の15倍、プラス、右側のフリーバーン、200頭プラス200で、全部あわせると2,590頭の牛さんたちの数になります。

あとの詳しい話はうちの専務のほうから補足説明をいたします。

○中野委員（説明補助者） 中野でございます。今の説明の補足説明を少々させていただきますと、フリーストールと呼ばれる牛舎がございますが、これが基本的にはメインとなる牛がいる部分でございます。牛がここにメインでおりまして、フリーバーンが乾乳舎と呼ばれる牛舎でございまして、妊娠した牛がいるところでございます。

基本的には、人はいないと考えてもいいとは思っております。いるとしたら、その餌やりですとか、糞尿の出しですとか、そういったことがメインとなっているような牛舎でございまして。

この図面でいいますと、FS（フリーストール）4と7の間に横にあるものが側溝となっております。1、4のほうから糞尿を押し込んでここに落とします。13、11、7も下に向かってこの側溝に落としまして、それは固液分離機にかけられまして、堆肥舎とラグーンにもっていき、その一部はバイオプラントに回されて発電していく。そういう施設でございます。

それから、図面番号の2、これがフリーストールの平面図となっております。細かく分けられている部分が牛がふだん寝る部屋で、1,200幅ぐらいで、146頭分でございます。

真ん中のY3、Y4の間、ここが飼槽通路といまして、牛の餌を配るところです。Y3通りとY4通りから牛が顔を出してご飯を食べます。

図面番号3ですが、フリーバーン、これは乾乳舎となっております。乾乳舎は基本的に大きく区切られておりまして、牛が自由に動き回ったり寝たりしているところでござい

す。これも基本的には餌の食べ方は同じでございまして、Y4、Y5通りから顔を出して御飯を食べます。また、図面の上と下側に水飲み場がありまして、そこから水を飲むという施設となっております。

○中野委員 私どもは設計事務所なものですから、どちらかというと、華々しい文化的な施設、建物などに皆さん方も目が行きやすいのでしょうかけれども、こういった文字通り泥臭い牛の施設もさることながら、鳥や豚舎とか、世間様から臭いとか汚いとかいわれていきますけれども、これは私たちにとって非常に大事なものはずです。この「食の生産施設」についてもっと光を当てていただきたいと思います。

規制が大変厳しい部分もありますので、冒頭に委員の方々からもお話が出ておりましたし、私どもがやっているのは非常に大事な仕事ではないかと。農家の方々ももちろん、私ども設計事務所も、「食の生産施設」をやっているのだと。これは決して華々しい建物ではないけれども、とても大事な施設なのだということを肝に銘じてふだん設計しておりますので、そのところを委員の皆様方には理解していただきたいと思います。

○森田座長 どうもありがとうございました。

農水省からと、中野委員から畜舎の概要についての説明がありました。この後、私は最初に質問をしますが、2～3人の方が質問して、そして答えていただくような、そういう流れで進めたいと思います。質疑といいますか、ここはどうなのですかと、そういう質問でも結構ですし、この委員会全体の流れの中での意見でも構いません。

1回目ですので、できるだけ皆さんから意見をいただきたいと思いますので、私のほうで指名しますが、順番にいきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

その前に、欠席の方からも意見をいただいていますので、それを室長からご紹介ください。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 まず、齋藤委員から、資料7をご提出いただきましたので、紹介いたします。

「畜舎等の建築規制等に関する要請」として、日本農業法人協会、日本養豚協会、日本養鶏協会の連盟で要請書をいただいています。

要請事項の1点目は、海外の畜舎に関する規制を調べ、それに基づいた検討を行うこと。

2点目は、畜舎の中で人が作業を行う時間が限られていることを考慮した制度とすること。

3点目は、検討の節目で畜産業者の意見を聞くこと。

あわせて、事務局としての対応ですけれども、海外の規制については、この検討会の場でご説明ができるよう準備を進めています。

2点目は、論点にも盛り込まれておりますので、その点を踏まえたご議論になると思います。

3点目については、畜産関係者に参画いただいている検討会でございますが、別途、行政としても意見を聞く場を検討したいと思います。

続いて、砂金委員からご意見をいただきました。ご紹介いたします。

農家のためになることなので、新たな畜舎の基準の検討を行うことについて非常に評価している。

中小の畜産農家のためになることなので、建築確認が不要となる木造500㎡、その他200㎡を引き上げていただきたい。

続いて、坂本委員からコメントをいただきました。

現在、畜舎基準が設けられており、最大限に活用させていただいておりますが、現在の建築基準は畜舎には余りにも厳し過ぎます。そこで、畜舎には現況以上の緩和策を講じていただければ幸いです。

年々、鶏舎や畜糞処理場が従来の鳥小屋や堆肥処理場から大型化してきております。そのため、現時点での軒高9m、棟高13m、間口15mではおさまりに切らない状況が多々出現しております。

一方で、畜舎において、建築基準そのものが適用外となるのはありがたいことですが、やはり作業者の安全を守る観点からも何かしらの計算根拠は必要かと思えます。例えば、前述の大きさ制限や、建築基準×0.8の強度枠から外した、新たな畜舎のみの特別法の施行には大賛成です。

以上、養鶏生産者としての私見を述べさせていただきました。

清家委員からのコメントもいただいております。

1、市街化調整区域内の扱いについて

市街化調整区域の中でも、市街地に近いエリアと端のエリアでは周囲の状況は異なるので、畜舎の基準に差を設けるべきであると思えます。例えば、現行、特定の建築物について、開発許可の審査が行われている各都道府県の委員会で畜舎建設の承認を得るなど、地方自治体において判断する機会が必要ではないかと考えます。

2、対象畜舎の規模について

大規模な経営者のように、二階建て以上の畜舎については、地震力や風圧力が大きくかかること等を考えると、引き続き、建築基準法の建築物として扱うのが適当ではないかと思えます。

3、コスト低減について

畜舎建築においては、基礎工事にかかるコスト割合が高く、たとえ基礎を軽くしたとしても、畜舎の立地上、コンクリートの運搬などに費用を要するので、どうしても費用がふえてしまいます。また、幾ら荷重を緩和しても、柱はそこまで細くならず、大幅なコスト低減の実現は困難であると思えます。

そこで、一つの緩和の方向としては、コスト基準を遵守するかわりに、建築確認が不要となる500㎡の上限面積を引き上げて、手続面で緩和するということが考えられます。

また、別の切り口の緩和として、理想とされる畜舎について、現場では何が問題となっていて、それが設計上の問題であれば、どのように条件を変えればクリアできるか、という議論を行うのがいいと思えます。

例えば、中柱をなくしたいといった課題に対して、それが現行規制のどこが障害になっているかを特定して緩和をすることで、そのような理想的な畜舎の設計に係る自由度が増すと思えます。

4、実施体制について

農林水産省が運用する法律であるとしても、ハード基準の審査は、都道府県や市町村の建築関係の職員、一級建築士等の資格を有するプロが行うべきであると思えます。

一方で、制度を運用する上で、自治体の現場が混乱しないことが重要であり、法体系は建築基準法と異なっているとしても、畜舎の基準が建築基準法と比較して何がどの程度緩和されているのか、建築基準法の立てつけに即した形で示すことが必要と思えます。

ソフト面の審査・監督については、農林水産部局で責任をもって確認するのがいいと思えますが、例えば、家畜衛生保健所の職員による見回りの際に、畜舎を不当に用途変更していないかなどのチェックをさせるなど、既存の報告・検査制度に追加して行う方法が合理的であると思えます。

以上、4委員のご意見をご紹介しました。

○森田座長 これに対して、最初の齊藤委員については出ていましたけれども、同じような意見も多分出てくると思えますので、後ほどということ。

では、1回目ですし、私も含めて、皆さんからの質問等が2～3人ぐらい固まってから

お答えいただきたいと思います。そして、1周した後は、いろいろ議論すると、そこについてはこうだといった疑問も出てくると思いますので、またフリーで手を挙げていただきたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

では、まず、私のほうから、資料の内容と、先ほどの質問の中でも幾つか出ていましたが、2月4日の農林水産省の検討委員会資料の資料4の5ページ目のところで質問をしたいと思います。

何名かの委員からも、5ページの右下の「建設確認及び完了検査」のことについて意見が出ていたと思います。私は家畜をやっている側からすると、この文章がいまいち読み取れないので。ある面積以上は必要とか不要とかと、こういう区分になっているのはわかるのですが、これが変わるとどういうことになるのか。

これは清家さんのほうから課題が出て、それが緩和するとどうなるのかを整理すべきだということとも関係すると思うのですが、5ページのこの部分についてご説明をいただきたいと思います。

もう2つぐらいあります。

中野委員から、せっかく設計図がありますので、追加で説明をお願いしたいことがあります。話の中で、軒高の高さとか、柱の数とか、そういう話が出ています。今、この実際に建設計画がある設計図をもとに、現状として軒高や棟高がどうなっていて、これは北海道の十勝でしょうけれども、特に北海道は雪と聞くと、やはり屋根の傾斜の問題が出てくると思うので、それらは現状でどのようになっているかをちょっとご紹介いただくと、牛舎の話も皆さんに理解されてくるのかなと思います。

もちろん、皆さん、建築の専門の方がたくさんいるので、この設計図をみればすぐわかる方は多いと思いますが、畜舎の特徴ということで、設計図をつくる上で、現場の方と話しながら、柱や高さについて何か現場の人の意見があったかとか、逸話がもしあればご紹介いただきたいと思います。

そして、何人かの方の意見がたまったところでお答えいただきますので、また少したってからよろしくをお願いします。

それでは、私を中心に右側に回っていくような順番で最初は行きたいと思いますので。

では、山氏委員から、よろしくをお願いします。

○山氏委員 委員の名簿でしたら、最後に来るのかなと思ったのですが（笑声）。

冒頭では背景などを申し上げて、質問は後のときにしたいと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、私どもの組合は全国で組合員が1,000を上回っているのですが、年々増えております。そういった中で、肉牛については全国の約4割弱、繁殖では、増えておりますけれども、今のところ10%、酪農についても今は8%となっています。酪農につきましては、メガ・ギガというのでしょうか、大手の方が全国にちりばめております。

そういう中で、そういった方も役員になっておられるものですから、私はその場で申し上げることは、今の家族経営があるから皆さんの経営もあるのではないですかと。そこはよくわきまえて、地域のために貢献するところはしていただきたいと。そして、地域の組合のために役立つようなことをしていただきたいと。そういうことは申し上げております。

それと、先ほど、畜産従事者、後継者がいないというお話もございましたが、私は、それはいないんじゃないかと、そうになっているのは、その背景、構造的なものがあると思うのです。

私どもの組合は1,000ちょっといっていますが、去年、30周年を迎えたものですから、アンケートをとりました。その中で、「後継者はおりますか」という問いに、答えがあったのは8割でした。「今は小さいからよくわからないけれども、やると思うよ」ということも入れまして、あとは大学は行っているとかいろいろありましたけれども、約8割の方が「後継者がいる」という答えでした。これは私もびっくりしております。

ただ、言えることは、利益がある、収入があるところには後継者は育つんですよ。ですから、前の大臣でありました齋藤大臣、農林部会長のときですが、次に小泉部会長、このときに農業改革プログラム等々で、席を一緒にして意見を述べ合ったりしました。

私は現場をしょっちゅう歩きますけれども、現場をよくみていないと、どこに問題があるかわからないところがあると思うのです。それは前に座長をやられた金丸先生とお話をしたこともありましたが、大きい構造的な問題がある。しかし、小泉部会長のときにそこに手を入れてもらったけれども、なかなか最後まで詰めはいかなかった。かえって、今は後退されているのかなとも感じるころであります。ただ、今の私どもの組合には、事業も含めて、小さい組合員が寄ってきているというところでもあります。

それから、この建築基準の枠外はぜひお願いしたいと思います。今、国の事業もありまして、木造500㎡、これがすばらしく需要があります。後継者はものすごくいるんですよ。けれども、そういうところに今まで日が当たっていなかった。そういう声を発信しても、それを聞こうとしなかったという背景もあるのかなと思います。

500㎡というのは、補助残を7年間のリースで払うわけですが、新規就農者もスムーズに入りやすい。そこで申し上げさせていただくとすると、今のこの建築確認も要らない500㎡、それを1,000㎡にしていただければ一番ありがたいかなと。そうすると、家族経営を十分やっつけていけますし、後継者も育てる環境ができると私は確信をもっております。

それから、畜種ごとにもその大きさの範囲はあるかと思えますけれども、1,000㎡でしたら、酪農の家族経営も十分にやっつけていけるという話も頂戴しております。また、先ほどは中野委員のほうから、大きな牛舎について、私もすばらしく大きいなと思ってお聞きしたのですが、今、これだけ日本全国で災害がどこで起きるかわからないという状況の中で、余りにも大きいのは、私は慎重に考えるべきではないかなと思う次第です。

ですから、論点の整理の最後に、畜産関係者のご意見を踏まえてスキームを検討する必要があるということでございますので、私は、いかなる方法がよろしいか、とにかく全国の組合員の意見もお聞きしたいなと思っています。

以上です。

○森田座長　　ありがとうございました。

森委員、続いてお願いします。

○森委員　　森でございます。私は、建築の設計をしている立場でございます。

今日、お伺いをして、畜産のほうも、先ほどの説明で、人手不足とか長時間労働とのこと。私どもの建築の世界はまさにそれでございます。後で出ますけれども、工事の労務者人数も大幅に減っていて、労務費が上っているわけです。

ですから、2ページ目のところは、畜舎だからこういうふうの高いということではなくて、建築界全般のことでございます。それは材料費がコストに占める割合よりも、物をつくる人手のコストなんです。ですから、建築界での技能者にとって賃金はまだ安いといわれていますので、これはしばらくは上がるだろうと。工材・資材そのものはもうちょっと安定していく傾向はあるかもわかりませんが。

とすると、工事費そのものの議論の中で、安全基準をどうするかということは、やはり慎重であるべきだと私は思っておりますが、ただ、皆さんご指摘のように、どこで線を引くかという議論があります。私も別に規制を緩めるなという立場ではございませんで、先ほどあった木造においては、やはり500から変えていく。ただ、中高層を含めて木造化をしようとしている中には、やはり安全基準を検証しながら築いてきたことですので、今度は畜舎に応用となれば、平屋のものをどうするかという議論から始めて検討を広げていくこ

とは可能だろうと思ったりしております。

ただ、今回の中で、こういう畜産・酪農の方と初めてお会いしての議論ですので、不適切な発言かも知れませんが、私どもにとって、安全・安心が確保された社会的資産を造るというのは、用途にかかわらずません。先ほど中野さんがおっしゃったように、畜舎の仕事も建築の立派な大事な仕事なのです。それは派手なデザインをするものだけが建築の設計ではございませんで、人のため世のためになるハードの部分は、建築の設計者としては大事にしていると、だれもがそれで取り組んでいると思います。

ですから、ここにおいては、もう少し慎重にお取り組みいただければいいのではと。では、この設計は一級建築士でやるかという議論になってくると、その基準が、清家先生もおっしゃいましたけれども、今の基準に対してどこが変わったか、緩和したところも、明確にしていただかないと、なかなかわかりにくいのではないかと思います。

それから、今、北海道のお話が多いようですが、地域性がございます。雪は北海道だけではなくて、日本海側の雪は重たくて一番大変なんです。北海道は逆に地中が大変なんです。地下が凍るわけです。凍ると建物が倒れるわけで、凍結深度という基準があって、基礎のあり方は北海道で大事けれども、日本海側は雪に対してどうするかというのが大きいわけです。

ですから、緩和される場合は、地域性に応じた判断基準がされることが大きな評価軸ではないかと思います。全国一律での緩和というのはないだろうと思います。今は地震はある程度みえてきていますが、風が、あるいは水害もそうですけれども、大変影響が大きくて、今は想定外という話ばかりしていますので、風に対する対策は、屋根が飛ぶと広大なところまで飛んでいって、周りに影響も与えるわけですから、そこも十分ご配慮いただかなければいけないと思っております。

私ども設計をする側にとっては、どういう立場であるかということは大変気になります。私どもは基準法の中で仕事をしておりますので、緩和した場合の運用の仕方については明確にしていきたい。もし緩和であれば、地域をある程度みた判断基準でお作りいただきたいということです。設計する側は、やはり安全・安心なものを造るということですから、実は人が余り入らないといっても、それでも安全でなければいけないというのが私たちの考え方なのです。その辺は判断に苦しむところでございますが、いろいろなご意見があると思いますので、設計をする側の立場として申し上げます。よろしく願います。

○森田座長　　ありがとうございます。

ここで中野さんに、今の意見を含めまして、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

最初に私は5ページの右下と書いていましたが、議論が進んでいくとだんだんわかってきていますので、具体的に現場の話をきょうは中野さんにさせていただいているので、今、森委員からも出た点も含めて、実際にこの設計図をみながら、牛舎の高さとか柱とか、特に地杭で凍結深度はどのくらいで計算しているのかとか、その辺のことがわかりましたら、この設計図をもとに説明を短くしていただけるとありがたいと思います。

○中野委員　　森委員のほうからお話がありましたけれども、北海道には凍結深度という概念がございます。凍結深度というのは、寒さが厳しくなってくると地中まで、北海道では「しばれる」という言葉を使うのですが、凍結が入りまして建物を持ち上げてしまいます。鉄筋コンクリートの建物の1階建て、2階建てぐらいは簡単に上げてしまうという力が作用します。それは土の性質にもよるのですが、水はけのいい土ではそういったこともないです。水はけの悪い土にはそういったことがあります。

そして、牛は、ある数いますと、建物内はプラス温度になってきます。建物の中はかなり温かくなりますので、凍結深度はどんどんなくなるそうです。これは現場の方に聞いたお話ですけれども、凍上はしないといってもいいでしょう。

○中野委員（説明補助者）　　つけ加えますと、実際、牛舎の中に牛がいる建物ですと、牛の体温が高いために、今話したとおり、凍上が非常にしにくいというのが実際の建築ではあると聞いております。そして、実際にみたところも凍上はしていないので、基準法とはかけ離れた話にはなってしまいますが、そういう実例がありますので、その辺の調査も踏まえた上での今後の規制なども考える必要があるかなと。

今回の建物の屋根につきましても、こういう建物は断熱しておりませんので、牛の体温が上に上がります。そうすると、屋根の勾配をある程度とります。今回の建物におきましては三寸勾配で建てております。そうすると、牛の温度がそのまま直接屋根に伝わりますので、屋根の雪が解けて落ちるんです。ですので、基本的にはこの牛舎で積雪がすごく多くなっているというのはみたことがございません。大体は解けてたらたら落ちているようなイメージがございます。

それで、先ほどのお話に戻りますけれども、木造500㎡、鉄骨200㎡以下は確認申請は不要だよというお話ですが、これはよく勘違いされている方がいらっしゃるのですけれども、

確認申請は要らない、イコール、建築基準法を守らなくてもいいというわけではないというのは、皆さん、認識していただければと思っております。

それから、柱関係の話ですが、先ほどの図面の2番をみていただきまして、左側にY1～Y2まで数字を振っておりますが、こちらの方向で、牛の寝床の部分が8.95m飛ばしております。また、右側にX1～X21がございます。これは2,400ピッチで柱を立てております。

先ほどいった飼槽通路、Y3通り、Y4通りにつきましては、3,600ピッチで柱を立てております。というのも、ここに牛が餌を食べるときに首を突っ込むところがあります。先ほどの資料4の11ページ、この金物を連動スタンションといいます。このスタンションがつく金物の寸法は3,600ピッチが都合がいいとのことで、ここの柱スパンは3,600で飛ばしております。なので、柱スパンとしては、2,400と3,600のスパンで飛ばしております。

高さ関係に関しては、先ほどいいましたとおり、牛の糞尿を処理する機械、ショベルが入りますので、それが入る寸法が大体3,500から4m程度欲しいということで、梁下でそのくらいとっております。それを三寸勾配で上がっていきまして、マックス高さで9.94m、10mを切る寸法になっております。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。

森委員からもありましたように、地域性が相当あって、凍結進路についても、石狩のあたりの積雪地帯と十勝とでは随分違うというのが一般的でしたね。

では、三浦委員、お願いします。

○三浦委員　建築士事務所協会から伺わせていただいております三浦と申します。

建築のほうの人間が続きますので、同じ議論になるかもしれませんが、重複しないように申し上げますと、私ども建築の人間からすると大きな誤解だと思われるのが、柱があつて作業性が悪いというようなお話が随分ございます。それから、高さの問題。

いろいろ議論の前提となるところがありますが、資料4の18ページにカナダ等の牛舎・畜舎が出ています。これは日本でもできます。ただ単に数学的な理論だけで、つまり、これをやろうとすると、日本の法律に従えば異常に高いものになります。それだけの話です。ご要望があればできます。建築基準法上もできます。全く問題はないです。

ただ、大きなスパンで、間口を広げたりすると、現行法の建築確認の中でさらに適合判定というまた我々にとって非常に煩雑な手続が必要となる。それプラス、経済合理性を無

視した建物になってしまう。であるがゆえに、我々はやらないというふうにご理解いただきたい。できないわけではない。

ただ、建築基準法上の規制が問題であるか否かということでは、現行法でも畜舎基準でかなり緩和されております。私ども専門家からしても、正直、限度だと思っております。実証的な研究等々を経てなされるのであればできますが、正直なところぎりぎりいっぱい、それを多少見直したところで——という言い方は非常に失礼かもしれませんが、コストに与える影響はいかほどのものかと。

ただ、議論の中でいわれています建築基準法上の中での確認申請等々の手続、再三出ている500㎡以下であれば要らないと、中野さんがおっしゃるように、建築基準法を守って、それで要らないとなれば、手続上の簡易さはできます。我々は今かかわっているところは、確認申請に大体2ヵ月、3ヵ月かかります。これは行政上のいろいろな問題もあるのですが、我々も努力したところもあり、その分、我々の人件費もかかるだろうというところは当然出てくると思います。

その辺の簡略化できるということであれば基準法外で、もう1点は、先ほど森委員もいわれましたように、それに伴って安全性の担保をどのような形にするのかと。建築士だけで賄え切れるものではなく、なかなか難しいと思っています。では、だれがやるのかというと、それも我々にはなかなか難しいなど。地方行政に任せても、今までどおりの形になってしまいますし、その辺は議論と、制度設計上の問題になるかと思いますが、十分な議論の上に進めていただければありがたいと思います。

ただ、多々、建物に対する基本的な、私の言い方をすると、誤解があつて、ほとんどのことは問題なくできます。後ろについてくるのはコストです。これが皆さんも一番気にされていることだと思いますので、その辺の整合性は我々だけでは解決できない部分なので、皆様のお力をおかりしながら、なるべく畜産農家の方々に合理的で低廉な建物をお届けできるような制度ができるようになればいいかと思っております。

以上です。

○森田座長　　ありがとうございました。いい議論になりそうで、私も理解が随分深まってきました。ちょっとわくわくしていますが、よくわかるようになってきました。

続きまして、藤田委員、お願いします。

○藤田委員　　私も帯畜大だったので、帯広のことはおおよそよく知っているつもりなのですが、この設計図はもう動いているんですね。

○中野委員 はい。

○藤田委員 この規模というのはもう日本で一番大きな規模だということです。この規模で、今、世界の流れをイメージで考えて、最近のいろいろな情報からいうと、オランダとカナダにおいても、この規模はきっとだめだといわれます。理由は、消費者が余りいいといわない。きっと非常に環境が問題だというんですよね。どこに牛がいるかわからないぐらい、これは大きいんです。それを消費者は余りいいとしていないんです。

今、オランダもカナダも家族経営を推進する理由はそこにあつて、消費者がCEOだろうといっています。そういう面もあります。ただ、家族経営といいながらも、オランダでも200~400で家族経営ですから、今ある146のスパングらいは家族経営でもありなので、僕はこのスパンというのは構造上の一つずつの設計としてあるのかなと思っております。

十勝の場合で、一般消費者も含めて、全部この構造ができ上がったときに、十勝だからいいのかもしれませんが、ここにあるラグーンから処理できた糞尿をどこかで処理するわけですが、この処理に十勝の面積だからできる可能性がありますけれども、今いっている環境によって牛舎の面積というのはある程度変わるべきところがあると思っています。市街化調整区域によっても差はありますが。

要するに、これだけの牛の糞尿というのはすごい量なのですが、これをすぐに還元できないとすれば、コストはかえって上がるんです。札幌でもあります。近郊で、300頭ぐらいの規模で、バイオマスで、そのでき上がったものを散布するのにコストがかかっちゃっているんです。というのは、周りの環境全てに影響が出るんですね。コストで競争ができる仕組みというのは、バックボーンが非常に大事だと思っています。

国際競争力というのはそこがないとだめなので、そういった大きな面も考慮した中で緩和をすることだと思っています。特に緩和できると僕も要望できるのは、やはり平屋建てで、500が1,000というか、1,000が1,500でも僕はいいいんじゃないかと思っていますが、それは環境によるのだなど。平屋建ての場合に、僕は現場としてはそう思っています。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。非常に多岐にわたる深い論点が既にいっぱい出てきていまして、きょうここで全部について触れるというのは難しいかなと思っているのですが、幾つか関連して思っているところをまず申し上げたいと思います。

私どもの規制改革会議では、先ほどの答申を出す前に、酪農家の皆様からさまざまなご意見を伺いました。家族経営の方もいらっしゃいます。家族経営であることと大規模化は別に矛盾しないですね。今、藤田委員からもお話があったように、オランダなどでは、事例で出ているものでも100頭、200頭、何百頭を夫婦二人で機械化によって十分に賄っていらっしゃるということですので、我々としては、生産者の方の手取りをいかに1円でも増やすかを目指したいと思います。

利益があれば後継者が出てくるというのはおっしゃるとおりでして、利益がないから親も子供に継ぐことを勧めないというのが、現状、農業の後継者がいらっしゃらないという場面でよくいわれていることだと思います。1円でも利益が多くなるようにするには、どうしたらいいか。それはやはりより効率的な生産をする。そのためにはどうしたらいいかという、やはり餌であったり、畜舎であったり、かかるコストをいかに下げて実際の売り値の中から利益率を上げていくかということになるので、この畜舎についても、また、餌についても、ブランド化についても、そういったいろいろな手段を使って生産者の方の利益率を上げていこうという議論の中で、この畜舎の話も出てまいりました。

それで、話を戻らせていただきますが、そういった意味で、我々が競争するのは、国内で競争するのではなくて、外国のカナダやオランダやニュージーランドや、国際競争力のある国々に負けないようにやっていかない限り、日本の畜産業の未来はないという危機感でもって議論をしてまいりました。

そうしますと、最近の国際的な畜産業のシンポジウムでも、デジタルファーミングという言葉の中で、先進的な畜産農家がデータやAIなどの技術を使って、例えば、家畜の耳にセンサーをつけて、位置情報や発情や疾病の情報を管理して、それでもって夫婦二人で100頭の管理をしていくことが可能になっているということでございます。したがって、今回の特別法というのは、単に畜舎を建築基準法から除外するとか、木造での建築確認の要らない制限を何平米にするかと――それも結果として含まれるかとは思いますが、そういった範囲の議論ではなくて、国際競争力の強化のための畜産業の振興法として、法律の目的としても、また、その法律に盛り込む内容・手段においても、畜産の振興法となるような立法の議論をここで現場の方にご意見を伺いながら考えていくべきだと思っております。

その点で、今回の論点の中で、「倒壊や火災の際に大きな社会的不経済が発生する場合には、他の建築物と同様の規制が行われるべき」という整理があるのですが、このように書

いてしまいますと、これを理由に大規模な畜舎を一律に除外するように誤解されてしまうのではないかと。今、何十頭のを80頭までにするとか、そういったレベルの小さい底上げの施策にとどまってしまうのではないかとということに危惧しております、それでは国際競争力強化のためには本末転倒だと思います。大規模な畜舎を一律に除外せず、安全性の観点や環境の観点から例外として考えるべきところは、きめ細かにケースバイケースで考えて今後議論していくべきではないかと思っております。

先ほど中野様のほうから、「食の生産施設」というお言葉がありました。まさに我々国民、人間の生存を支える食の生産施設のあり方という観点から、広い振興法として中身の議論をこれからしていければと思っております。よろしく申し上げます。

○森田座長 ありがとうございます。規模による差別はつくるべきではなくて、三浦委員や森委員からも出てきましたが、何が問題かというのを地域ごとに、あるいは規模ごとに検討しながらということだと思います。

続けて、中野委員からも、もし全体についてのご意見がありましたら、繰り返しになっても構いませんので、よろしく申し上げます。

○中野委員（説明補助者） 私のほうで思っていることは、大きく分けて都市計画区域内・外の話なのですが、我々建築士としましても、町なかに建っているものと都市計画区域外に建っているものを一くくりにしてというのは、どうかなどは思っておりますので、その辺はきっちり分けてやるべきではないかなと考えております。

ですので、規制は、都市計画区域外におきましては、緩和をどの程度設けられるかという話し合いになるかなと思います。

○森田座長 ありがとうございます。質問に回答しながら思っていたのですが、先ほど林委員からありましたように、核心に迫るような意見がどんどん出ていますので、この勢いに乗りながら、田畑委員からも、逐次、ご主張と気になる点などをどんどん出していただいたほうが、わくわくする会議になってきますので、よろしく申し上げます。

○田畑委員 私は鹿児島から来ました田畑と申します。

私は、鹿児島の黒牛を農家さん向けで、簡易牛舎をつくったり、畜産資材や、牛舎の中のスタンション改善策をつくっている会社でございます。

私も簡易牛舎は幾つもつくりましたが、今まで30頭ぐらい飼っている方のところで、500㎡の牛舎を建てました。そちらで、1頭当たり13㎡ということで、500㎡で38頭を入れる牛舎をつくっております。そうしたところ、すぐに糞掃除をしなければいけない、ホイ

ールローダー、機械が必要。そして、また、草をやらないといけない、下草をカットするためのカッターが必要と、いろいろな荷物がまた必要になり、牛舎の中に倉庫を構えないといけなくなりました。

そうしたところ、500㎡では全然足りないだろうと。もうちょっと広げるようにはできないかと、農家さんが困っております。それで、500㎡をクリアするためには、建築許可のコストも時間もかかってしまうので、あきらめている農家さんがたくさんいらっしゃいます。

そのほかの方でも、今、牛農家さんのところでバイトをしている方がいらっしゃいまして、その方たちも、これから独立して牛を飼いたいと考えている若い方がたくさんいらっしゃいますが、牛の導入コストはかかる。子牛を飼ったら1頭あたり70万~80万しますから、これを10頭飼うとなると700万~800万かかってしまうと。そして、それに当たってまた牛舎をつくっていく。500㎡の牛舎をつくっていくとなると、またたくさん費用がかかってくるわけですね。その辺のコストを減らそうと皆さん頑張っているところです。

それで、先ほどもあったとおり、ちゃんと建築基準法にのっとって牛舎をつくらないといけないのですが、皆さん、そこら辺の大工さんが来て、掘っ立て小屋のところを飼ったりとか、いろいろしているのが現状です。

なので、今聞いていて、難しい話がいろいろ飛び交ってはいますが、私は、こういう20頭、30頭の農家さんの意見を代弁できるように、掘っ立て小屋でもどうにかしたらこの建物は違法じゃないだろう、とできるような意見を届けていけたらと思います。

そして、私は鹿児島島の離島のほうにも営業に行っているのですが、鹿児島島の奄美大島で牛舎を建てたいとずっと5年ぐらいいっている方がいらっしゃるんです。その方は、建設会社が今なくて、自衛隊のほうで人をもっていかれて、人件費はそっこのほうが高いから、奄美大島自体で牛舎を建てる建設屋さんがもういなくなったといっているんですけど、5年間ぐらいい牛舎が建てられていない状況です。それで、鹿児島から人を呼んだらコストが高くなってしまいます。そういうことで、皆さん、悩んでいることがたくさんあるとのことなので、これを機に、私もいろいろ意見を伝えられたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○森田座長 ありがとうございました。

続けて、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 北海道の設計をやっている高橋といいます。

私は現場のほうで牛舎などをやっていて一番思うのは、結局、確認申請を出して、それがおりるまでがやたら長いんです。牛舎というのは、4号物件は1週間という規制があるのですが、1号、2号、3号という特殊建築物とか、面積がでかくなると、35日という一つの確認申請までを出す期間が、検査期間が35日目になって指摘事項ということで来んです。指摘事項をやったりとったりしている間にひと月ぐらいあつという間にたつて、結局、二月、三月ぐらいかかってしまう。

これをもうちょっと早くしてもらおうと、特に北海道などは雪が降る時期があるので、期間が短いんです。ですから、これをもうちょっと迅速にできたらいいなと思うのは、先ほどの面積の緩和規定があればまずいいのと、もう一つは、基本的には、現行の基準法から外すということになれば、今、いろいろな規制がかかっているのは、現行の基準法を全部調べて、それで各行政などは規制がかかっているわけですね。

それがなくなれば、先ほどの基礎の問題もあつたのですが、昔は、姉齒の事件がある前は、牛舎の基礎は、外回りはとりあえず凍結深度は必要なのだけれども、中回りは上げていいだろうという話があつたら、途中から、それは全部現行の法律に合わせるから、凍結深度は私たちの場合は1mぐらいあるので、中の施設まで全部1m入れろという話になって、それはコストがやたらかかるので、九州のほうでは10cmとか20cmとかで建つものなので、とりあえず外の凍結という問題については規制はかかってもいいのですが、中の問題については、そういうふうに変わればもっとコストが安くなるような気はします。

今の法律でいくと、僕らが牛舎をやっている中では、昔は、鉄筋コンクリートとか鉄骨などはそれぞれ柱が立って1個ずつ飛び出るんですが、今は牛舎はみんな真っすぐ、例えば、幅が20cmぐらいで100mとか、そういう基礎をつくっているのだから、それはもう変わらないという気はします。

それと、高さについても、先ほどいわれていましたが、ほとんど機械が入ってしまうんです。ショベルについても、もう4m近いぐらいの向こうの機械が入ってくるし、サイレージというか、飼料をつくる場所だつて、高さが5mぐらい必要なんです。そこで餌を全部かきませたり製作するので、それは変わらないとは思いますが、

ですから、最終的に思うのは、基準法から外れてやってもらえれば、期間も短くなるし、中のいろいろなものも安くなるような気がします。農家の実際にやる方が、僕らがみている範囲では、今、随分若手が来ているんです。担い手で、後継ぎが、どこかに行っていたのだけれども、今は逆に、よそで働くよりも、自分で後を継いだほうが多分給料が高いよ

うで、そういうふうに変わってきたので、酪農家の方は随分若手がふえています。

だから、コストが下がりながら、結局、給料が高ければ、どこの業種でも人たちは寄ってくるような気はしますから、やはり基本は、農家が豊かでなければ農業なんていうのは発展しないような気がします。

○森田座長 では、最後になりますが、河野さん、お願いします。

○河野委員 東京理科大学の河野です。

私は、専門はといわれると、火災関係が専門で、こういう会議に行くと、「火災に関する建築基準法が悪いから、おれたちは困っているんだ」と、こういう攻撃がほとんどで、それは外国でもそうだったのですが、そういう経験をずっとしてきているので、きょうは少し気楽に、火災のことは余り問題ではなさそうだというのがあります。

一方で、防火に関する規定がここ5年間ぐらいで建築基準が変わってきておまして、その前から少しずつ変化しているのですが、基本は、性能規定とあって、どうあらなければいけないかということをはっきりさせて、それに対して基準をどうつくるかというところにいっているんです。

その基準をつくったときに、もちろん計算で確認するというのも一つの方法だし、本来は、それを経て、仕様のな基準に落とし込んでいくと。そうすると、いろいろな意味で、建築家の方は困るけれども、建築の人が余り携わらなくても、割とシンプルなちょっとした材料の寸法が決まっていれば、これだけでいいというような仕組みにできるということがあるわけですね。

それで、今まさにお伺いしたら、かなり定型化しているのだったら、資料4の7ページの型式適合認定という仕組みも、建築基準法の中にあって、これで一回トライアルはされたようなのですが、それはうまくいっていないというようなことも聞いておりますし、本当は、500を1,000にしてもいいですよ。でも、それをだれが確認するのか、新たな法律ができたとしても、その適法状態を維持できているかをだれが責任をもってみるかということを考えて、大きくなったときには型式適合のようなものをうまく運用して、それをどこで審査をするかはともかくとして、一定の枠はあります、でも、この範囲でいけば確認申請というような厳しいものではなくて、それに自分がちゃんと適合していることを建築士の力をかりるなりして確認すればいいですよ。そういう枠組みのほうが破綻しにくいのではないかなと。

破綻というのは、結局、何か災害が起きたときに問題で、地震であれば、地震の後に、

牛が亡くなるとかそういうのも困るかもしれないし、中の人亡くなるというのも困るわけですが、それと同時に、地震だけではなくて、風水害でも同じですけども、その後に復興フェーズがあるんです。復興フェーズのときに、うちの町には牛舎がたくさんあるから、牛舎を先にやるというのは市民感情としても認められないし、全体の中で牛舎も市民が生活している建物も全部復興させていくというフェーズになったときに、足を引っ張ってはいけないと思うのです。

今は建築基準法の厳しい足かせがあるから、足は引っ張りにくいぐらい厳しいかもしれませんが、でも、そういうことも考えた上で、もちろん生産性とかいろいろなことはファクターとしては当然考慮するとしても、複合的に考えて安全基準というのはやらざるを得ないし、それを実効性のあるものにしないとイケないというところで、農水省の方の資料にあるように、じゃあ、どうやって運用していくかというところが意外と大きな今回のテーマになるのではないかなと思っております。

○森田座長　ありがとうございます。

今までの議論を伺っていて、やはりコストの問題が大事だということが当初から多くの委員から出ていましたが、そのコストについても、単純に、金額のどこがポイントなのかというのをみななければいけないとか、地域ごとに違うんじゃないかとかという意見もきょう出ておりましたし、コストの中に時間の問題があるのだという意見も出ておりました。

実際に私もキャッチボールの話は聞いております。そうすると、せっかくいいものをつくって計画をつくったのだけれども、家畜が入るまでの間の時間が余りにも長過ぎてということ。これは生産性を考えると大きな問題だと思います。つまり、コストの中には、金額以外にも、時間をどう早めていくかという問題があるということです。それがきょうも出ていた後継者の問題とか、やる意識とか、これが大きく関係するのかなとも思います。

また、話の中には、コスト、競争力だけではなくて、環境への影響——これはSDGsにも関係すると思うのですが、こういったことも今は目を向けなければいけないということだと思いますが、大前提として我々が議論しなければいけないことは、安全性の担保をだれが行うのかということだと思います。それと、運用の問題が出ていました。何か枠ができて、これを運用させるところまで枠をつくっておかないと、結局は、最後にお話しになったように、本当に動く方法にはなっていないのかなと思います。

キーワードもたくさん今の話の中で出てきましたが、この一周した中で、ご自分の主張も考えながら、何かご提案やご質問をさらに行いたいと思う方がいらっしゃれば、挙手を

していただければと思います。

山氏委員、どうぞ。

○山氏委員 先ほど藤田委員も申されたことに関するのですが、今から10年にもなるうかと思えますけれども、宮崎で口蹄疫がありましたね。そのときに私も現地に入って、組合のために何ができるかということで、さまざまな動きをしたのですが、とにかく埋却地がなかったんです。それで、どんどん殺処分がおくれたという経過がございました。

ですから、こういう密集地では、糞尿の処理に大変なコストがかかるというのは大事なことはないかなと思いますし、うちの役員も根釧地域で酪農を乳肉複合でやっているのですが、あの辺では、乳牛1頭、搾乳1頭をふやすのに1ヘクタールの土地を用意しなければいけない。そうでないと頭数をふやせない、増頭できないということになっているようでございます。

また、先ほど森田座長もオランダにというお話もありましたが、そういう進んでいるところは、環境面等にも気を配った牛飼いをやらなければならないし、行政もそういった監督を厳しくやっているのかなと。ですから、例えば、糞尿をスラリーとかでまくらしいですけれども、あれなどは、間違ったらごめんなさい、中国でさえも今はもうやられていないということで、自粛しているようですが、日本ではそれができるということで、当然、そうなれば、硝酸態窒素を振られた牧草地は、きょうのうちの北海道の話では、鹿も草を食べないと。おいしくないから。

北海道の牛乳というのは、海外へ輸出されても、北海道のネームバリューと申しますか、大変すばらしいらしいですけれども、やはりそういったところにいずれ消費者の目は来るのではないかなと。そんなことを感じておりますが、座長さん、オランダあたりも、そういった環境に気を使われているというのはご存じですよ。

○森田座長 基本的に、土地面積で頭数が決まってしまうということですので。

ほかに、いかがですか。

○田畑委員 1点お聞きしたいのですが、いろいろな先生方がいらっしゃるということで、今、建築確認及び完了検査ということで、木造では500㎡、鉄骨では200㎡——この鉄骨は200㎡というのは、どういう基準で200㎡と決まっているのかなと思いました。

○森田座長 助けていただければと思いますけれども。

○国土交通省 国土交通省の住宅局です。建築基準法という法律があって、建築基準法の中で、木造については500㎡、鉄骨については200㎡と基準で定められているところでご

ございます。それに基づいて確認申請をしていただいているということになります。

○田畑委員 木造と鉄骨で平米数が違う理由ですが。

○国土交通省 それは昭和25年に建築基準法令が定められたときからの話ですので、古い話なのですけれども、多分、当時の基準で、木造についてはちょっと緩い基準が適用されたということだと思うのですが、木造は500㎡を超えないと高度計算は必要ないですし、確認も必要ないと。または、3階建て以上にならないと高度計算なども必要ないとなっている一方で、鉄骨造について書いているわけではなくて、「木造か木造以外」と書いてまして、鉄骨造とかR Cとか、木造以外は200㎡または平屋までであれば、200㎡までだったら確認申請は要りませんと。それ以上になると、確認申請も必要ですし、構造計算も必要になりますと。木造については緩い手続となっているということでございます。

○田畑委員 ありがとうございます。

○森田座長 私も質問しようと思っていたのですが、みんな知っているのかなと思って聞かなかったのですけれども、ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○林委員 今のようなご質問が本当に、何とかの常識は世界の非常識みたいな点を突くお話なのかなと思って、興味深く伺いました。

それで、1点だけ追加させていただきますと、きょうの資料5の2ページ目の最後のところにあります、「新たな制度により建築される畜舎等の集団規定の適用等について」という項目ですが、このところで、国土交通省とすべきか農林水産省とすべきかという論点をリストしてくださっているのですが、今の話の流れとしては、農水省で新法については、畜産業の国際競争力を強化して、皆さんの経営を安定させていくという振興法として、運用をみていただくということは、これまでもたしか規制改革会議では枝元局長から、明確にそうおっしゃっていただいていたと思います。私はこの会議のどこかの回で確認させていただければと思うのは、国土交通省様のほうではこの点についてどのようにお考えなのかという点です。この先の会議で結構ですので、お教えいただければと思います。

また、次回以降で多分ご紹介いただけると思うのですが、座長のご専門のオランダですか、外国の状況、搾乳ロボットなどの特に大型機械化を導入した畜産の現状、世界は今どのくらいまでいって、我々はどのくらいを目指さないと競争に勝っていけないのかというところをぜひご紹介いただければと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

今の話は、論点のところにもありますし、きょうの最初のところでも議論がありましたように、国際化とか、国際的な競争力というのは今後の議論になるということですので、それで引き続き行いたいと思いますし、国土交通省の考え方というのは、農水省と国土交通省のほうでされているのでしょうか。今すぐという問題ではないのですが、少し紹介していただくことになろうかと思えます。

オランダのほうは、実際に私が行きましたのは25年前ですけれども、その後も機械化のことではほぼ毎年いろいろな会議に出ていたりして、先日は各国のロボットのことをWeb上でやるとかという話に巻き込まれて、できない英語とできないスカイプみたいなものを使ってやりましたが、意外と日本は、お金以外のところでは、技術的には相当レベルの高いところになっています。現在、日本では1,000台ぐらいの搾乳ロボットがもう入っていて、世界的にみても結構上のほうにいらしていると思います。

ただ、使い方についてはやはり地域性が相当ありますね。こういうのは日本の強みがどこにあるかというのを、飼養管理などについては考えるというのが今の潮流ですので、恐らくこの畜舎についても、コストの面も相当そうですが、これを機会に日本の畜産がどういう立場にあたり、あるいは、どこに強みがあって、どこを伸ばすともっといけるのかなどがこの会議の中で出てくるのかなという印象をもっていますが、きょうは1回目でこれだけ出るのですから、2回目、3回目では今年度中に相当いろいろな楽しい話が出てくるのかなと思います。

ほかの方、いかがですか。

○河野委員 時間もないところで済みませんが、確認ですけれども、今の畜舎にとって建築基準法の規制が厳し過ぎるという話の根源は、建築確認があるからということなのですか。それ以外の話もちんちんは出るのですが、基本的には荷重を低減してほしいとかそういう話よりは、確認があるかないかの話がコスト高につながっているという認識をもたれているようなご発言が多かったと思うのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○森田座長 きょうの話では、比較的それが多かっただけかもしれません。きょうは話題の流れで、清家委員から一個一個の確認をしたほうがよいという意見も出ていますので、本当にコストにどれが影響しているかという議論までは今はいいと思います。

でも、コストに時間も含めると、確認申請というものが相当の原因になっている可能性があるというのが、今日の共通の話だと思います。ただ、部品についてはいろいろ話が出ていますが、それは金額的にコストに余りきかないのだという意見も出ていますので、こ

れはまだ皆さんから広く意見を求めているわけでもありませんので。

今、2つ流れが出てきそうだなという感じだと思います。

このあたりについても、ご意見などはございますか。

○山氏委員　それがあるとないとでは割高になるというのは、長年、25年の法律ですからね。私は24年生まれなものですから。中には、補助事業は公共事業だから、金がかかっても仕方ないのだという、それは大方の人が申されることですよ。かなり割高になるというのは。それだけに、すばらしい基礎をつくるというのが一番の要因のようですけども。

○森田座長　今日は結局、何をどうするという結論は出ませんが、でも、皆さんの考えが出て、頭の中で今後の議論がさらに高まっていくと、どういうところがポイントになるかというのが大体みえてきたと思います。

農水のほうでも、今日の議論を踏まえて、2回目も日にちが決まっていますから、それを踏まえてお話をしていただけるとと思いますので。

もう時間ですので、皆さんの意見も今日のところは出尽くしたと思いますので、進行を事務局のほうにお返しします。

○渡邊畜産部長　今日はいろいろご意見をいただき、ありがとうございます。

冒頭、我々のほうから、この場でご議論をいただきたい論点ということでお示しをさせていただいておりますけれども、先ほどの建築確認の話などは、資料5の2枚目の「畜舎に係る新基準への適合確認等について」というところで、我々も問題意識として取り上げておりますので、ここの部分でご議論をいただくのかなと思います。

また、構造のほうにつきましては、何人かの方々から、機械を入れるときに、軒高が足りないのだとか、そういうお話がいろいろ出ていると思いますので、今の建築基準法の高さの規制というのは、今の畜舎の実情に適合しているのかどうかといったことをご議論いただく必要があるのかなと思っております。

これにつきましては、同じ資料5の1ページの2つ目の「新たな制度における規律対象とすべき畜舎の範囲」の2つ目のバーで、「畜舎の高さ等の範囲をどう定めるべきか」といった論点をご提示させていただいておりますので、こういうところでご議論いただく話かなと思いますし、中野さんなどからも都市計画域内外の話もその下のバーのところ掲げておりますので、今日出たお話については、我々が問題意識としてこの検討会でご議論いただきたい論点の中には含まれていると考えておりますので、この論点に従って、次回以

降、議論を進めることでよいのかどうかということだけご確認をお願いしたいと思います。

○森田座長　ありがとうございます。そういったまとめで私もよいと思いますが、皆さんのほうからはどうですか。

もう一つ、例えば、ほかのところでどうしているといった事例のこともありました。

○渡邊畜産部長　畜産業自体をどうするかというのは、実はほかのところで議論をされておまして、方向性をどうするかという話は別途進んでおりますので、そういう話はこの場で必要に応じてご紹介をさせていただければと思います。

○林委員　ありがとうございます。冒頭のところで、趣旨と検討内容に、「国際競争力の強化」というのを入れていただくということで、畜舎の建築基準関係の話だけでなく、例えば、データを使ったり、機械を使って省力化したり、または餌の話もあるかもしれませんので、そういった点も検討内容の「国際競争力の強化」の中で実際の海外の事例をご紹介いただくとともに、座長からご紹介があったように、先進的なところでは進んでいるということなので、それをさらに振興法の中で普及させていくためにどうしたらいいかということも、議論させていただければありがたいと思います。

○森田座長　畜舎自身は、飼養管理と大きく関連しますので、そのとおりだと思います。ただ、それがメインにならないように、これは畜舎のほうの関係で進めていきたいと思えます。

では、進行を事務局にお戻しして、室長のほうからよろしくをお願いします。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　座長、ありがとうございました。

まず、次回のご案内でございます。第2回目の検討委員会は3月3日、火曜日の午後3時から、本日同様、ここの三番町共用会議所の会議室を予定しております。議事につきましては、本日ご説明した論点に沿って、ご意見をいただいた点を踏まえて整理して、農林水産省の考えをより具体化したものをお示ししたいと思っております。その際、委員の御指摘にもありましたとおり、具体的な基準に関する要望を、私どもも事前にもう少し丁寧にお伺いした上で、農林水産省案をつくっていかねばいけないなという思いをもちました。それをもとにご議論をいただければと思います。

1つ、事務的なことを申して恐縮ですけれども、「倒壊事例調査」というものは回収させていただかなければなりませんので、今、事務局が回収にまいります。

それでは、これをもちまして、第1回目の検討委員会を閉会したいと思います。本日はまことにありがとうございました。

—了—